

三十九、江戸時代後期、表粕屋郡における牛馬売買について（二）

一 牛馬売買による負債の増大とその処理

『寛政十二年（一六〇〇）牛馬御作法書』によりま

すと、表粕屋郡の牛馬売買による代金の滞納から生じた負債が錢一四〇貫目余と書かれています。これを現在の金額に換算しますと約三一一万円になります。この滞納金は国内（黒田藩内）と国外（黒田藩外）での牛馬の売買を通して、数年間に溜まった負債額なのです。このうち九十七貫目余は国外との取り引きから生じたもので、これには馬苦勞が多くかかわっているようです。馬苦勞は馬喰・博労とも言い、牛馬の売買の仲介を行い、手数料を得る者のことです。

同書によれば、表粕屋郡役所はこの負債を整理するため、他国との負債の九十七貫目余のうち馬苦労が介入した分について、その年の春の売買について九割払い、それ以前については五割五分引きで払



『農業全書』より

子様で耕す田を犁す

心します。

前回述べ

ましたよう

に、同書では

庄屋一肝煎

を通じて、法

を守つて牛

の売買を

するよう

厳しく定め

ていたのに、多くの百姓が馬苦勞に頼んで、簡単に牛

馬を売買していました。

なお、この負債の整理について三点の疑問を感じます。第一点は、馬苦勞は厳しく罰せられています。馬苦勞に売買を依頼した百姓を罰したという記

割つて一俵当たり一分六厘八毛（約三・七円）を徴収しています。このようにして見事に負債の整理を完結させていることに感心します。

筆者の考え方を不十分ではあります、述べてみます。第一点と第二点は、おそらく馬苦勞に騙されたということで代金を支払わなかつたのではないか、つまり村全体で負債整理をしたのはどうしてなのかということ。

筆者の考え方を不十分ではありますが、述べたので、第三点は、おそらく馬苦勞に騙されたり、郡役所もこれを暗黙に認めていたのではないか、と思われます。また百姓の家屋敷や田畠を売却することにより、多くの潰れ百姓を出すのを避けたかったのでしょうか。第三点は、牛馬を飼わない百姓でも、田畠の耕起や代かきは牛馬飼養者にやつてもらつていたためではないでしょうか。

これらのことは、農耕にいかに牛馬が大切な存在であったかを物語っています。

うという手段を取りました。これは一種の徳政令（モラトリアルム）と言えるでしょう。次に馬苦勞が不正な仲介をした売買によって生じた負債は、馬苦勞の家屋敷・家財・田畠を村に取り立て、売却し、これを負債整理に当てました。

以上のような強硬手段を取つたにもかかわらず、二十七貫九百目余の負債が残つてしましました。

同書によれば、志免村、炭焼村、吉原村の三ヶ村の牛馬売買による負債が銀六貫目余（現在の金額で約八百万円）あるとのことで、これはあくまでも三ヶ村のみで返済すると書かれています。三ヶ村は厳しい負債整理を行いましたが、それでは百姓の生活が成り立たなくなるので、銀三貫六百目を郡中から借りて整理を行っています。三ヶ村の負債整理により一七貫目余が二十七貫九百目余から差し引かれるようになりました。それでも十貫一三七匁八分七厘が残りました。

この十貫目余の整理の方法は次の通りです。表粕屋郡の年貢米・大豆六万三一三俵一斗七升五合で